

事 調 第 6 7 4 号  
令和元年(2019年) 9月 9日

一般社団法人  
北海道農業建設協会会長 様

北海道農政部長

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について  
このことについて、経済部長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
つきましては、貴会会員等への周知及びご指導方よろしく申し上げます。

〔 農村振興局事業調整課  
事業管理グループ  
TEL 011-204-5402 〕

雇 労 第 7 2 1 号  
令和元年(2019年)9月9日

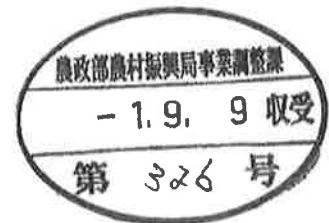
農 政 部 長  
水 産 林 務 部 長  
建 設 部 長  
各(総合)振興局長 様

経 済 部 長

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

このことについて、令和元年8月30日付け北労発基 0830 第7号で北海道労働局長から別添写しのとおり通知がありましたので、関係課、出先機関に周知されるようお願いいたします。

労働政策局雇用労政課働き方改革推進室  
労働環境グループ 今野  
内線：26-469

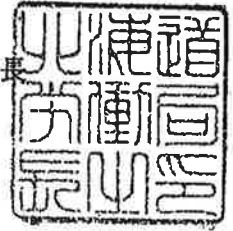




北 労 発 基 0830 第 7 号  
 令 和 元 年 8 月 30 日

各建設工事発注機関の長 殿

厚生労働省北海道労働局長



建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 さて、建設業における7月末現在の死亡者数は昨年の8人から10人と2人増加(+25.0%)し、全国的に見てもワーストワンの状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」が4人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」、「交通事故(道路)」が各2人、「転倒」、「飛来、落下」、「激突され」及び「はさまれ、巻き込まれ」が各1人となっています。

建設業の死傷労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災災害の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

つきましては、下記事項について積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、建設工事事業者に対し、10月25日から10月31日の「建設安全週間」に集中的な「建設工事パトロール」を実施するよう指導しておりますのでご承知おきください。

記

- 1 現場監督員等に対するリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」(別紙1)の周知
- 2 工事現場へのパトロールの実施及び指導
- 3 工事施工業者への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- 4 工事施工業者との合同パトロールの実施、安全大会・工事施工業者で構成する労働災害防止協議会等労働災害防止に係る各種会議・会合等の開催

※北海道労働局のホームページに掲載しております。

【掲載場所】ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について



【担当者】安全課 主任安全専門員

【電話】011(709)2311 内線 3551